

6佐消予第1067号  
平成6年 5月13日

各 署 長 様

消 防 局 長

### 危険物貯蔵・取扱いタンクの板厚の取扱いについて（依命通達）

みだしについて、タンクの銅板の厚さについては、従来から汎用としてJIS規格のマイナス公差を含んだもの、その呼び厚さが法令基準に適合していれば危険物規制上差し支えないものとして取り扱ってきたが、今般、危険物タンクの保安確保の観点から、先の取扱いをあらため下記によることとしたので、立入検査等にあたっては留意されたい。

命により通達する。

#### 記

#### 1 呼び厚を適用しないタンクの範囲

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）（以下「危政令」という。）により規制を受けるタンクで、本運用基準の実施時期以降に新たに作成されるもの。

#### 2 運用基準の実施時期

この運用基準は、平成6年6月1日より実施する。なお、運用基準の実施時期以前に作成されたタンクについては、従前の運用によること。

#### 3 運用要領

危政令の危険物タンクに係る板厚の基準では、「3.2ミリメートル以上の銅板又はこれと同等以上の機械的性質を有する～」等として、最低板厚が規定されているが、この場合の「3.2ミリメートル」又は「同等以上の～」により必要とされる銅板等の厚さは、ミルメーカーが発行するミルシートと照合するか、又は、坂厚計で実測して、実厚さが基準以上の必要厚さを満足しているかどうかを判断するものとする。

#### 4 条例タンクへの準用

条例により規制を受けるタンクの板厚についても、この運用基準に準じた取扱いをされたいこと。

#### 5 その他の留意事項

本運用基準の実施については、既にタンク製造事業者に対して説明会等を行ったところであるが、具体的指導にあたっては、タンク設置者等と十分に連絡をとり円滑な運用を図ること。

以 上  
(予防課)